

広島市スポーツ少年団リーダー会 会則

(名 称)

第1条 本会は、広島市スポーツ少年団リーダー会（以下、「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、広島市スポーツ少年団のリーダーが相互に協力し合い、友情を深め、自らの資質向上に努めるとともに団員の増加を図り、広島市スポーツ少年団の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、広島市スポーツ少年団本部事務局におく。

(活 動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 広島市スポーツ少年団の各種事業への参加・協力
- (2) 広島市スポーツ少年団リーダー研修会への参加
- (3) 会員同士の相互交流活動
- (4) 本会の広報活動
- (5) その他、本会の目的達成に必要な活動

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の各項を満足するものとする。

- (1) 広島市スポーツ少年団に登録している20歳未満（4月1日現在）の団員
- (2) 初級ジュニア・リーダー、ジュニア・リーダー、シニア・リーダーの何れかの資格を有し、本会の目的に賛同する団員
- (3) 自ら資質向上を目指して積極的に活動したいリーダーで、所属単位団の代表指導者より推薦された団員

(入 会)

第6条 本会への入会は、所定の入会申込書により行う。

第7条 会員の更新（継続）は、毎年度行うものとし、更新（継続）手続きは、原則として4月1日から5月末日までとする。

(脱会・喪失)

第8条 次の各項に該当する場合は、退会または会員資格を喪失する。

- (1) 広島市スポーツ少年団へ登録が行われなかった場合
- (2) 退会を申し出て役員会にて了承された場合
- (3) リーダーとしてふさわしくない言動・行動を行い総会または、役員会においてリーダー資格喪失と認められた場合。
- (4) 会則に反し本会の名誉を傷つけるような行為を行った場合。

(役 員)

第9条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 人
副会長	2 人
単位団リーダー代表	単位団毎に1～2人（代表、副代表 各1人）
アドバイザー	若干名

第10条 本会の役員は、次のとおり選出する。

- (1) 会長、副会長は、総会において会員の中から選出する。
- (2) 単位団リーダー代表は、所属する単位団の本会会員の互選にて選出する。
- (3) アドバイザーは、広島市スポーツ少年団指導育成担当から選出し、副本部長(指導育成担当)が推薦し総会において承認する。

第11条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の運営にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に支障がある場合はその職務を代行する。
- (3) 単位団リーダー代表は、本会の運営及び活動を図ると共に、所属する単位団のリーダーをまとめる。
- (4) アドバイザーは、本会の運営・活動に関し、指導・助言を行う。

第12条 役員の任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。

第13条 役員は任期を満了しても後任者が就任するまでは、その職務を継続する
(会 議)

第14条 本会の会議は、総会と役員会とする

- 2 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

第15条 総会は、毎年度1回(年度初期)会長が招集して開催し、その議長となり次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の活動の報告
- (2) 役員の選出・改選
- (3) 本年度の活動計画(予定など)

第16条 役員会は、会長、副会長、単位団リーダー代表、アドバイザーをもって構成し次の事項を協議・推進する。

- (1) 本年度の事業・活動の推進について
- (2) 本会の目的を達成するため具体的内容。

第17条 会議の議決は、出席者の過半数の同意を得て決定するものとし賛否同数の場合は、議長が決する。

(会則の変更)

第18条 本会の会則は、改廃の要望があった場合または、改廃の必要性が発生した場合は、役員会にて協議し、総会において審議し総会出席者の過半数の同意があった場合に改廃できる。

〈附 則〉

この会則は、平成28年 9月 4日から施行する。

この会則は、令和 7年 4月 1日から施行する。